

＊北海道公報

発行 北海道総務部
編集 総務局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....（情報政策課）	1
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（財産課）	2
○農地法第41条第3項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関する裁定.....（農地調整課）	2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	3
○土地改良法による道営換地処分.....（農業施設管理課）	3
○土地改良法による国営換地処分.....（農業施設管理課）	3
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	4
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	4
○海岸保全区域の指定に係る一部改正.....（維持管理防災課）	4
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（調達課）	5
○指定納付受託者の指定.....（文化財・博物館課）	5
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	5
○特定調達契約に係る入札の公告.....	6
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	7
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	8

告 示

北海道告示第113号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年3月4日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量
道庁行政情報ネットワーク設備機器（本庁等）の賃貸借（1月当たりの単価） 一式

(2) 調達をする物品等の仕様 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年3月4日（火）から同年4月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部イノベーション推進局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道総務部イノベーション推進局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎3階テレビ会議

室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道総務部イノベーション推進局情報政策課）

(2) 入札日時 令和 7 年 4 月 15 日（火）午前 10 時（送付による場合は、同月 14 日（月）午後 5 時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成 16 年北海道告示第 448 号の 1 の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4 に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：net.info@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 条）第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。また、開札の結果、予定価格の範囲内の者がいない場合は、落札に至るまで再度入札を 2 度行う。なお、再度入札の結果、落札に至らない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、入札価格が最低となる者と随意契約を行う。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成 16 年北海道告示第 448 号の 4 の(2)、(3)、(5)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総務部イノベーション推進局情報政策課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

(3) 電話番号 011-204-5285

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : A lease of LAN apparatus used for the Hokkaido administration network system, a complete set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 15, 2025
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 14, 2025)

C Contact : General Affairs Department Innovation Promotion Bureau Information Policy Division, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo
060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第 114 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和 7 年 3 月 4 日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び数量

北海道庁本庁舎等で使用する電力

(1) 基本料金（契約電力 1 kW 当たりの単価） 1,910kW

(2) 電力量料金（使用電力量 1 kWh 当たりの単価） 4,537,000kWh

2 落札を決定した日

令和 7 年 2 月 3 日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道電力株式会社

(2) 住所 札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地

4 落札金額

(1) 基本料金 747.32円

(2) 電力量料金 23.29円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和 6 年 12 月 17 日付け北海道告示第 577 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総務部イノベーション推進局財産課

(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第 115 号

次の農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年3月4日

北海道知事 鈴木直道

1 農地の所在等

所 在 及 び 地 番 地 目 面積（㎡）
勇払郡むかわ町洋光35番 原野（現況：畑） 1,880

2 農地を利用する権利の内容等

- (1) 内容
利用権
- (2) 始期
令和7年4月1日
- (3) 存続期間
10年
- (4) 借賃に相当する補償金の額
20,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構

- (1) 名称
公益財団法人 北海道農業公社
- (2) 代表者氏名
理事長 小田原 輝和
- (3) 所在地
札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

4 農地の所有者等の情報

登記名義人
布施 健蔵

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに札幌法務局苫小牧支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は札幌法務局苫小牧支局において、補償金の還付を受けることができる。

北海道告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和7年3月4日

北海道知事 鈴木直道		
土地改良区名 土地改良施設名 管 理 規 程 の 概 要		
鵒川土地改良区	川 西 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	第37取水口	同
同	似 湾 川 頭 首 工	同
同	兄 後(㊦)外 頭 首 工	同
同	ルベシベ川頭首工	同
同	キナウス川頭首工	同
同	ホロカンベ川頭首工	同
同	清 川 外 頭 首 工	同
同	安 住 頭 首 工	同
同	安住第2頭首工	同
同	富 内 頭 首 工	同
同	宮 田 外 取 水 口	同
同	小野寺外取水口	同
同	工 藤 外 取 水 口	同
同	稲 里 第 3 頭 首 工	同
同	長 和 中 頭 首 工	同

北海道告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、士別市中士別第1地区の換地処分をした。

令和7年3月4日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、今金町今金北地区神丘換地区の換地処分をした。

令和7年3月4日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和7年3月4日

北海道知事 鈴木直道 1 保安林予定森林の所在場所 函館市汐首町443・444の1・445（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、444の2 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)	イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第122号 昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 令和7年3月4日 北海道知事 鈴木直道 第7項の表根室沿岸の部(4)根室海岸の款根室市の項中1の事項を次のように改める。 1 岬町地区海岸の次の基点Aから基点Eまでの各点を順次に結ぶ線、基点Eから基点Fを市道根室穂香線に沿って結ぶ線、基点Fから基点Iまでの各点を順次に結ぶ線、基点Iと港湾局基点(A)を結ぶ線、基点Aと補点①を結ぶ線、補点①から補点⑩までの各点を順次に結ぶ線、補点⑩と港湾局補点(1)を結ぶ線及び港湾局基点(A)と港湾局補点(1)を結ぶ線によって囲まれた区域 基点A 西浜町10丁目177番地北西角の地点 基点B 146番地南西角の地点 基点C 同番地南東角の地点 基点D 24番地1北西角の地点 基点E 4番地2南角の地点 基点F 岬町1丁目36番地西角の地点 基点G 28番地2北角の地点 基点H 5番地北角の地点 基点I 岬町2丁目9番地西角の地点 補点① 基点Aから北北東186.000mの地点 補点② 179番地北東角から北に60.000mの地点 補点③ 基点Bから北西に91.000mの地点 補点④ 基点Cから北北西に150.000mの地点 補点⑤ 基点Dから北北東に93.000mの地点 補点⑥ 基点Eから北に128.000mの地点 補点⑦ 西浜町7丁目44番1西角から北北西に50.000mの地点
北海道告示第120号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 令和7年3月4日 北海道知事 鈴木直道 1 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町光栄375の2・377の3（以上2筆国有林） 2 保安林として指定された目的 霧害の防備 3 解除の理由 道路用地とするため 北海道告示第121号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 令和7年3月4日 北海道知事 鈴木直道 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 潮害の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。	

補点⑧ 基点Gから北西に67.000mの地点 補点⑨ 基点Hから方向角315度07分16秒の方向に144.000mの地点 補点⑩ 基点Iから方向角307度00分00秒の方向に70.000mの地点 港湾局基点(A) 基点Iから方向角46度12分46秒の方向48.910mの地点 港湾局補点(1) 港湾局基点(A)から方向角296度05分43秒の方向に77.829mの地点 北海道告示第123号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年3月4日 北海道知事 鈴木直道 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 <table><tr><td>(1) 入札番号1 北海道本庁等A4判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）</td><td>20,700箱</td></tr><tr><td>(2) 入札番号2 北海道本庁等A3判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）</td><td>800箱</td></tr><tr><td>(3) 入札番号3 北海道本庁等B4判コピー用紙（1箱当たりの単価）</td><td>60箱</td></tr><tr><td>(4) 入札番号4 北海道本庁等B5判コピー用紙（1箱当たりの単価）</td><td>10箱</td></tr></table> 2 落札を決定した日 令和7年2月20日 3 落札者の氏名及び住所 <table><tr><td>(1) 氏名</td><td>大丸株式会社</td></tr><tr><td>(2) 住所</td><td>札幌市中央区南1条西3丁目2番地</td></tr></table> 4 落札金額 <table><tr><td>(1)</td><td>1,950円</td></tr><tr><td>(2)</td><td>2,340円</td></tr><tr><td>(3)</td><td>2,930円</td></tr><tr><td>(4)</td><td>1,460円</td></tr></table> 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年1月10日付け北海道告示第18号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 <table><tr><td>(1) 名称</td><td>北海道出納局会計管理室調達課</td></tr><tr><td>(2) 所在地</td><td>札幌市中央区北3条西7丁目</td></tr></table>	(1) 入札番号1 北海道本庁等A4判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）	20,700箱	(2) 入札番号2 北海道本庁等A3判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）	800箱	(3) 入札番号3 北海道本庁等B4判コピー用紙（1箱当たりの単価）	60箱	(4) 入札番号4 北海道本庁等B5判コピー用紙（1箱当たりの単価）	10箱	(1) 氏名	大丸株式会社	(2) 住所	札幌市中央区南1条西3丁目2番地	(1)	1,950円	(2)	2,340円	(3)	2,930円	(4)	1,460円	(1) 名称	北海道出納局会計管理室調達課	(2) 所在地	札幌市中央区北3条西7丁目	地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。 令和7年3月4日 北海道知事 鈴木直道 <table><tr><td>1(1) 名称</td><td>株式会社ジェーシービー</td></tr><tr><td>(2) 所在地</td><td>東京都港区南青山五丁目1番22号</td></tr><tr><td>(3) 指定をした日</td><td>令和7年1月28日</td></tr><tr><td>(4) 指定期間</td><td>令和7年3月1日から令和8年2月28日まで</td></tr><tr><td>2(1) 名称</td><td>三井住友カード株式会社</td></tr><tr><td>(2) 所在地</td><td>東京都江東区豊洲二丁目2番31号</td></tr><tr><td>(3) 指定をした日</td><td>令和7年1月28日</td></tr><tr><td>(4) 指定期間</td><td>令和7年3月1日から令和8年2月28日まで</td></tr><tr><td>3(1) 名称</td><td>道銀カード株式会社</td></tr><tr><td>(2) 所在地</td><td>札幌市中央区南二条西二丁目14番地</td></tr><tr><td>(3) 指定をした日</td><td>令和7年1月28日</td></tr><tr><td>(4) 指定期間</td><td>令和7年3月1日から令和8年2月28日まで</td></tr></table>	1(1) 名称	株式会社ジェーシービー	(2) 所在地	東京都港区南青山五丁目1番22号	(3) 指定をした日	令和7年1月28日	(4) 指定期間	令和7年3月1日から令和8年2月28日まで	2(1) 名称	三井住友カード株式会社	(2) 所在地	東京都江東区豊洲二丁目2番31号	(3) 指定をした日	令和7年1月28日	(4) 指定期間	令和7年3月1日から令和8年2月28日まで	3(1) 名称	道銀カード株式会社	(2) 所在地	札幌市中央区南二条西二丁目14番地	(3) 指定をした日	令和7年1月28日	(4) 指定期間	令和7年3月1日から令和8年2月28日まで
(1) 入札番号1 北海道本庁等A4判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）	20,700箱																																																
(2) 入札番号2 北海道本庁等A3判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価）	800箱																																																
(3) 入札番号3 北海道本庁等B4判コピー用紙（1箱当たりの単価）	60箱																																																
(4) 入札番号4 北海道本庁等B5判コピー用紙（1箱当たりの単価）	10箱																																																
(1) 氏名	大丸株式会社																																																
(2) 住所	札幌市中央区南1条西3丁目2番地																																																
(1)	1,950円																																																
(2)	2,340円																																																
(3)	2,930円																																																
(4)	1,460円																																																
(1) 名称	北海道出納局会計管理室調達課																																																
(2) 所在地	札幌市中央区北3条西7丁目																																																
1(1) 名称	株式会社ジェーシービー																																																
(2) 所在地	東京都港区南青山五丁目1番22号																																																
(3) 指定をした日	令和7年1月28日																																																
(4) 指定期間	令和7年3月1日から令和8年2月28日まで																																																
2(1) 名称	三井住友カード株式会社																																																
(2) 所在地	東京都江東区豊洲二丁目2番31号																																																
(3) 指定をした日	令和7年1月28日																																																
(4) 指定期間	令和7年3月1日から令和8年2月28日まで																																																
3(1) 名称	道銀カード株式会社																																																
(2) 所在地	札幌市中央区南二条西二丁目14番地																																																
(3) 指定をした日	令和7年1月28日																																																
(4) 指定期間	令和7年3月1日から令和8年2月28日まで																																																
道 教 育 庁 教 育 局 告 示																																																	
北海道教育庁空知教育局告示第30号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和7年3月4日 北海道教育庁空知教育局長 金田敦史 1 資格及び調達をする特定役務の種類 令和6年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 <table><tr><td>(1) 契 約</td><td>令和7年3月4日に一般競争入札の公告を行う北海道美唄養護学校スクールバス運行業務委託契約</td></tr><tr><td>(2) 資 格</td><td>北海道美唄養護学校スクールバス運行業務委託契約に関する入札参加資格（以下「資格」という。）</td></tr></table>		(1) 契 約	令和7年3月4日に一般競争入札の公告を行う北海道美唄養護学校スクールバス運行業務委託契約	(2) 資 格	北海道美唄養護学校スクールバス運行業務委託契約に関する入札参加資格（以下「資格」という。）																																												
(1) 契 約	令和7年3月4日に一般競争入札の公告を行う北海道美唄養護学校スクールバス運行業務委託契約																																																
(2) 資 格	北海道美唄養護学校スクールバス運行業務委託契約に関する入札参加資格（以下「資格」という。）																																																

- (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス
- 2 資格要件
- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 申請日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいる者であること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1項に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出ていること。
- (3) 当該スクールバスに関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (4) 添乗員を別紙資料「コース内訳書」に示す人数以上配置できること。
- 3 資格要件の特例
- 平成16年北海道告示第447号の2の(1)による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和7年3月4日から同月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
- なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電話番号 0126-20-0142

北海道教育庁空知教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年3月4日

北海道教育庁空知教育局長 金 田 敦 史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

北海道美唄養護学校スクールバス運行業務委託契約（岩見沢コース）（1日当たりの単価）200日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治体（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道教育庁空知教育局告示第30号に規定する北海道美唄養護学校スクールバス運行業務委託契約に関する入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎 4階講堂（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和7年3月21日（金）午後2時（送付による場合は、同月19日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。) 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30条)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。 なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、国土交通大臣へ届け出た運賃・料金を基に積算された入札金額(単価)であることの確認を行う。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 (3) 電 話 番 号 0126-20-0142 10 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : The school bus services contract of Hokkaido Bibai Special Needs School (Iwamizawa course) B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 21, 2025 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 19, 2025) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan Phone : 0126-20-0142 北海道教育庁石狩教育局告示第50号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年3月4日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量	<table> <tr><td>(1) P P C用紙A 4判 (札幌北部地区) (1箱当たりの単価)</td><td>3,045箱</td></tr> <tr><td>(2) P P C用紙A 4判 (札幌中央地区) (1箱当たりの単価)</td><td>3,005箱</td></tr> <tr><td>(3) P P C用紙A 4判 (札幌西部地区) (1箱当たりの単価)</td><td>2,640箱</td></tr> <tr><td>(4) P P C用紙A 4判 (札幌東部地区) (1箱当たりの単価)</td><td>3,199箱</td></tr> <tr><td>(5) P P C用紙A 4判 (江別石狩当別地区) (1箱当たりの単価)</td><td>2,047箱</td></tr> <tr><td>(6) P P C用紙A 4判 (北広島恵庭千歳地区) (1箱当たりの単価)</td><td>2,445箱</td></tr> <tr><td>(7) P P C用紙B 4判 (札幌A地区) (1箱当たりの単価)</td><td>1,543箱</td></tr> <tr><td>(8) P P C用紙B 4判 (札幌B地区) (1箱当たりの単価)</td><td>1,660箱</td></tr> <tr><td>(9) P P C用紙B 4判 (石狩地区) (1箱当たりの単価)</td><td>1,187箱</td></tr> <tr><td>(10) P P C用紙A 3判 (全域) (1箱当たりの単価)</td><td>2,399箱</td></tr> <tr><td>(11) P P C用紙B 5判 (全域) (1箱当たりの単価)</td><td>900箱</td></tr> <tr><td>(12) 更紙A 4判 (全域) (1箱当たりの単価)</td><td>24箱</td></tr> <tr><td>(13) 更紙B 4判 (全域) (1箱当たりの単価)</td><td>21箱</td></tr> </table> 2 落札を決定した日 令和7年2月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)、(5)、(9)、(12)及び(13) ア 住 所 愛媛県四国中央市三島宮川1丁目11-7 イ 氏 名 森川株式会社 (2) 1の(2)、(3)、(4)及び(10) ア 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 イ 氏 名 大丸株式会社 (3) 1の(6)、(8)、及び(11) ア 住 所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号 イ 氏 名 株式会社エム・マツバラ (4) 1の(7) ア 住 所 札幌市東区北12条東1丁目2-3 イ 氏 名 株式会社エムケ中田商会 4 落札金額 (1) 2,375円 (2) 2,320円 (3) 2,320円 (4) 2,320円 (5) 2,475円 (6) 2,550円	(1) P P C用紙A 4判 (札幌北部地区) (1箱当たりの単価)	3,045箱	(2) P P C用紙A 4判 (札幌中央地区) (1箱当たりの単価)	3,005箱	(3) P P C用紙A 4判 (札幌西部地区) (1箱当たりの単価)	2,640箱	(4) P P C用紙A 4判 (札幌東部地区) (1箱当たりの単価)	3,199箱	(5) P P C用紙A 4判 (江別石狩当別地区) (1箱当たりの単価)	2,047箱	(6) P P C用紙A 4判 (北広島恵庭千歳地区) (1箱当たりの単価)	2,445箱	(7) P P C用紙B 4判 (札幌A地区) (1箱当たりの単価)	1,543箱	(8) P P C用紙B 4判 (札幌B地区) (1箱当たりの単価)	1,660箱	(9) P P C用紙B 4判 (石狩地区) (1箱当たりの単価)	1,187箱	(10) P P C用紙A 3判 (全域) (1箱当たりの単価)	2,399箱	(11) P P C用紙B 5判 (全域) (1箱当たりの単価)	900箱	(12) 更紙A 4判 (全域) (1箱当たりの単価)	24箱	(13) 更紙B 4判 (全域) (1箱当たりの単価)	21箱
(1) P P C用紙A 4判 (札幌北部地区) (1箱当たりの単価)	3,045箱																										
(2) P P C用紙A 4判 (札幌中央地区) (1箱当たりの単価)	3,005箱																										
(3) P P C用紙A 4判 (札幌西部地区) (1箱当たりの単価)	2,640箱																										
(4) P P C用紙A 4判 (札幌東部地区) (1箱当たりの単価)	3,199箱																										
(5) P P C用紙A 4判 (江別石狩当別地区) (1箱当たりの単価)	2,047箱																										
(6) P P C用紙A 4判 (北広島恵庭千歳地区) (1箱当たりの単価)	2,445箱																										
(7) P P C用紙B 4判 (札幌A地区) (1箱当たりの単価)	1,543箱																										
(8) P P C用紙B 4判 (札幌B地区) (1箱当たりの単価)	1,660箱																										
(9) P P C用紙B 4判 (石狩地区) (1箱当たりの単価)	1,187箱																										
(10) P P C用紙A 3判 (全域) (1箱当たりの単価)	2,399箱																										
(11) P P C用紙B 5判 (全域) (1箱当たりの単価)	900箱																										
(12) 更紙A 4判 (全域) (1箱当たりの単価)	24箱																										
(13) 更紙B 4判 (全域) (1箱当たりの単価)	21箱																										

(7) 3,600円	豊平3条の1丁目から13丁目まで、豊平4条の3丁目から13丁目まで、豊平5条の3丁目から8丁目まで（4丁目欠）、美園1条から美園9条までの1丁目から8丁目まで、美園10条及び美園11条の4丁目から8丁目まで並びに美園12条6丁目から8丁目まで						
(8) 3,620円							
(9) 3,650円							
(10) 2,820円							
(11) 1,930円							
(12) 4,560円							
(13) 6,900円							
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	別表札幌方面豊平警察署の部美園の項を削り、同表札幌方面倶知安警察署の項中						
6 一般競争入札の公告 令和6年12月27日付け北海道教育庁石狩教育局告示第250号	<table><tr><td></td><td></td><td>喜茂別</td><td>虻田郡喜茂別町字喜茂別290番地の3</td><td>虻田郡喜茂別町字相川、字川上、字喜茂別、字栄、字尻別、字知来別、字比羅岡、字福島、字伏見及び字留産</td><td>を</td></tr></table>			喜茂別	虻田郡喜茂別町字喜茂別290番地の3	虻田郡喜茂別町字相川、字川上、字喜茂別、字栄、字尻別、字知来別、字比羅岡、字福島、字伏見及び字留産	を
		喜茂別	虻田郡喜茂別町字喜茂別290番地の3	虻田郡喜茂別町字相川、字川上、字喜茂別、字栄、字尻別、字知来別、字比羅岡、字福島、字伏見及び字留産	を		
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地							
(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室							
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	<table><tr><td>喜茂別</td><td></td><td></td><td>虻田郡喜茂別町字喜茂別290番地の3</td><td>虻田郡喜茂別町</td><td>に、</td></tr></table>	喜茂別			虻田郡喜茂別町字喜茂別290番地の3	虻田郡喜茂別町	に、
喜茂別			虻田郡喜茂別町字喜茂別290番地の3	虻田郡喜茂別町	に、		

道 警 察 本 部 告 示														
北海道警察本部告示第130号														
昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表函館方面森警察署の部の改正規定は、同年3月3日から、同表旭川方面留萌警察署の部増毛の項の改正規定は、同月7日から、同表札幌方面中央警察署の部の改正規定は、同月14日から施行する。														
令和7年3月4日														
北海道警察本部長 伊 藤 泰 充														
別表札幌方面中央警察署の項中														
<table><tr><td>桑園西</td><td></td><td></td><td>同 中央区北4条西19丁目</td><td>を</td><td>桑園</td><td></td><td></td><td>同 中央区北10条西15丁目1番地7</td></tr></table>						桑園西			同 中央区北4条西19丁目	を	桑園			同 中央区北10条西15丁目1番地7
桑園西			同 中央区北4条西19丁目	を	桑園			同 中央区北10条西15丁目1番地7						
に改め、同表札幌方面北警察署の部太美の項所管区の欄中「スウェーデンヒルズ」の次に「、ロイズタウン」を加え、同表札幌方面豊平警察署の部豊平の項所管区の欄を次のように改める。														
<table><tr><td>同 豊平区豊平1条及び豊平2条の1丁目から13丁目まで（9丁目欠）、</td></tr></table>						同 豊平区豊平1条及び豊平2条の1丁目から13丁目まで（9丁目欠）、								
同 豊平区豊平1条及び豊平2条の1丁目から13丁目まで（9丁目欠）、														

を					
「					
札幌方面門別警察署	署所在地			沙流郡日高町富川東1丁目4番1号	沙流郡日高町富川東及び富川南の1丁目から6丁目まで、富川西1丁目から12丁目まで、富川北1丁目から7丁目まで、富川駒丘、字福満、字富浜並びに字平賀
同			本 町	同 門別本町188	同 門別本町、字緑町、字庫富、字広富、字旭町、字幾千世、字豊

				番地の2	郷、字清畠及び字賀張
同			厚 賀	同 字厚賀町147 番地の15	同 字厚賀町、字美原、字豊 田、字正和及び字三和

に、同表函館方面森警察署の部鹿部の項位置の欄中「154番地の3」を「346番地21」に改め、同表旭川方面士別警察署の部中士別の項を削り、同部上士別の項所管区の欄を次のように改める。

同 上士別町、中士別町、川西町及び武徳町

別表旭川方面留萌警察署の部増毛の項を次のように改める。

増 毛	増毛郡増毛町南暑寒町2丁目37番地の1	増毛郡増毛町南永寿町1丁目から3丁目まで、稲葉町1丁目から4丁目、弁天町、永寿町、畠中町及び暑寒町の1丁目から5丁目まで、南畠中町及び南暑寒町の1丁目から9丁目まで、稲葉海岸町、港町、栄町、暑寒海岸町、野塚町、七源町、畠中北町、見晴町、箸別、中歌、暑寒沢、湯の沢の一部、別荘、岩尾、岩老並びに雄冬
-----	---------------------	--

別表旭川方面留萌警察署の部別荘の項を削り、同表北見方面網走警察署の項中

北見方面 網走警察署	中 央		網走市南1条東1丁目2番地の5	網走市南1条西1丁目及び2丁目、南2条西1丁目から5丁目まで、南3条西から南8条西までの1丁目から4丁目まで、南9条西及び南10条西の2丁目から4丁目まで、南11条西から南14条西までの2丁目及び3丁目、南1条東1丁目及び2丁目、南2条東1丁目から3丁目まで、南3条東から南8条東までの1丁目から7丁目まで、南9条東2丁目から6丁目まで、南10条東3丁目から5丁目まで、北1条西1丁目から5丁目まで、北2条西1丁目から7丁目まで、北3条西から北5条西までの1丁目から8丁目まで、北6条西1丁目から7丁目まで、北7条西から北10条西までの1丁目から6丁目まで、北11条西1丁目から5丁目まで、北12条西2丁目、北1条東から北7条東までの1丁目及び2丁目、北8条東
---------------	-----	--	-----------------	--

					から北12条東までの1丁目、港町、海岸町、字明治、字ニツ岩並びに字美岬
同	駒 場			同 駒場北 4 丁 目 1 番 1 - 2 号	同 つくしヶ丘1丁目から6丁目まで、台町1丁目から3丁目まで、潮見1丁目から11丁目まで、字潮見、桂町1丁目から5丁目まで、桂町、駒場南1丁目から8丁目まで、駒場北1丁目から6丁目まで及び駒場
同	新 町			同 新町1 丁目8番1号	同 新町1丁目から3丁目まで、向陽ヶ丘1丁目から7丁目まで、大曲1丁目及び2丁目、緑町、錦町、向陽ヶ丘、字天都山、字大曲並びに字三眺

を

北見方面 網走警察署	駒 場			網走市駒場北4丁目1番1-2号	網走市つくしヶ丘1丁目から6丁目まで、台町1丁目から3丁目まで、潮見1丁目から11丁目まで、字潮見、桂町1丁目から5丁目まで、桂町、駒場南1丁目から8丁目まで、駒場北1丁目から6丁目まで及び駒場
同	新 町			同 新町1 丁目8番1号	同 南1条西1丁目及び2丁目、南2条西1丁目から5丁目まで、南3条西から南8条西までの1丁目から4丁目まで、南9条西及び南10条西の2丁目から4丁目まで、南11条西から南14条西までの2丁目及び3丁目、南1条東1丁目及び2丁目、南2条東1丁目から3丁目まで、南3条東から南8条東までの1丁目から7丁目まで、南9条東2丁目から6丁目まで、南10条東3丁目から5丁目まで、北1条西1丁目から5丁目まで、北2条西1丁目から7丁目まで、北3条西から北5条西までの1丁目から8丁目まで、北6条西1丁目から7丁目まで、北7条西から北10条西までの1丁目から6丁目まで、北11条西1丁目から5丁目まで、北12条西2丁目、北1条東から北7条東までの1丁目及び2丁目、北8条東から北12条東までの1丁目、新町1丁目から3丁目まで、向陽ヶ丘1丁目から7丁目まで、大曲1丁目及び2丁

					目、港町、海岸町、緑町、錦町、向陽ヶ丘、字明治、字二ツ岩、字美岬、字天都山、字大曲並びに字三眺
--	--	--	--	--	---

に改める。

正 誤

○令和7年2月4日（本号第578号）

北海道立病院局告示第2号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
5	右	30
誤	455品目	
正	452品目	
ページ	欄	行
5	右	32
誤	456品目	
正	453品目	
ページ	欄	行
6	右	32
誤	456 items	
正	453 items	